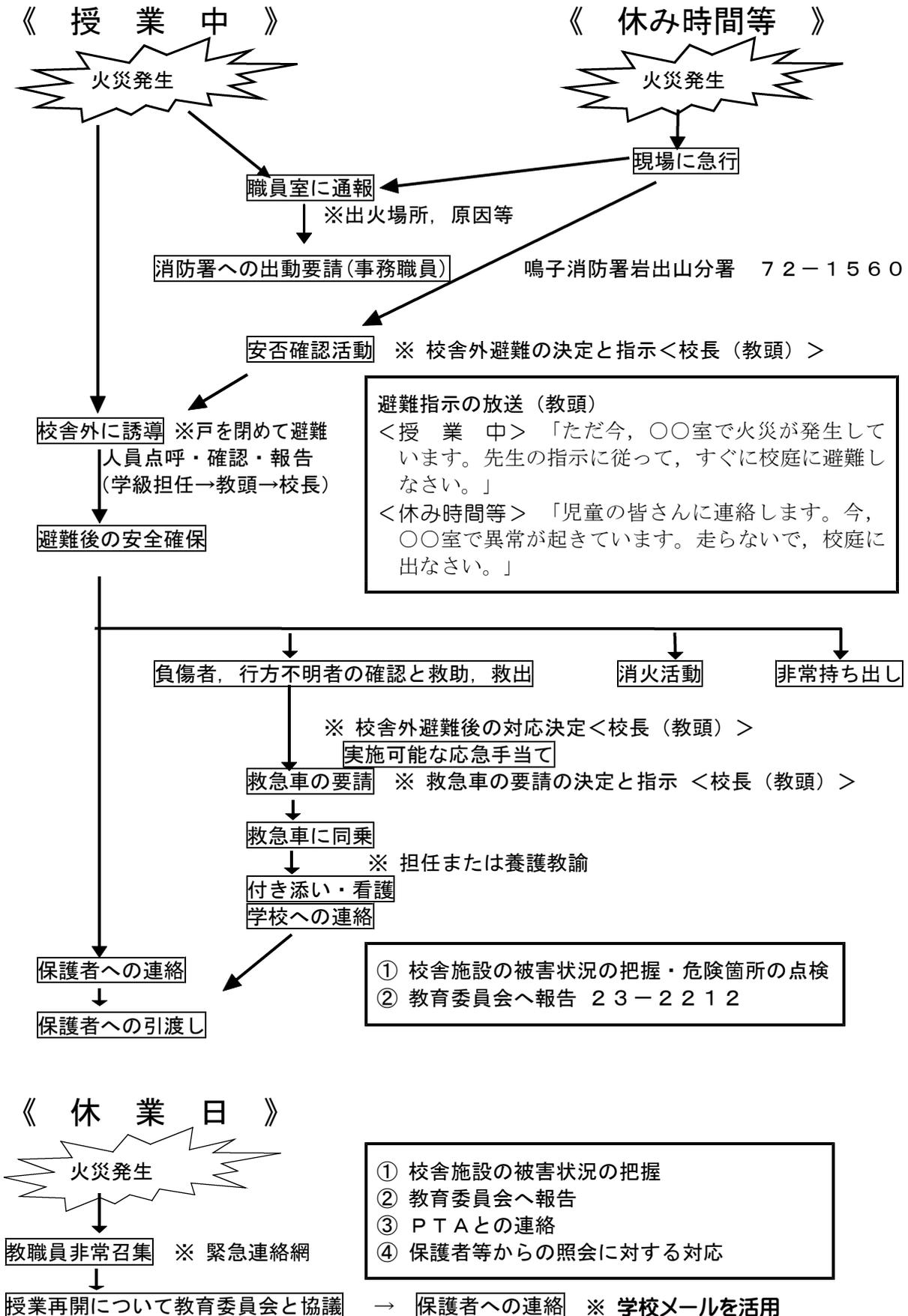
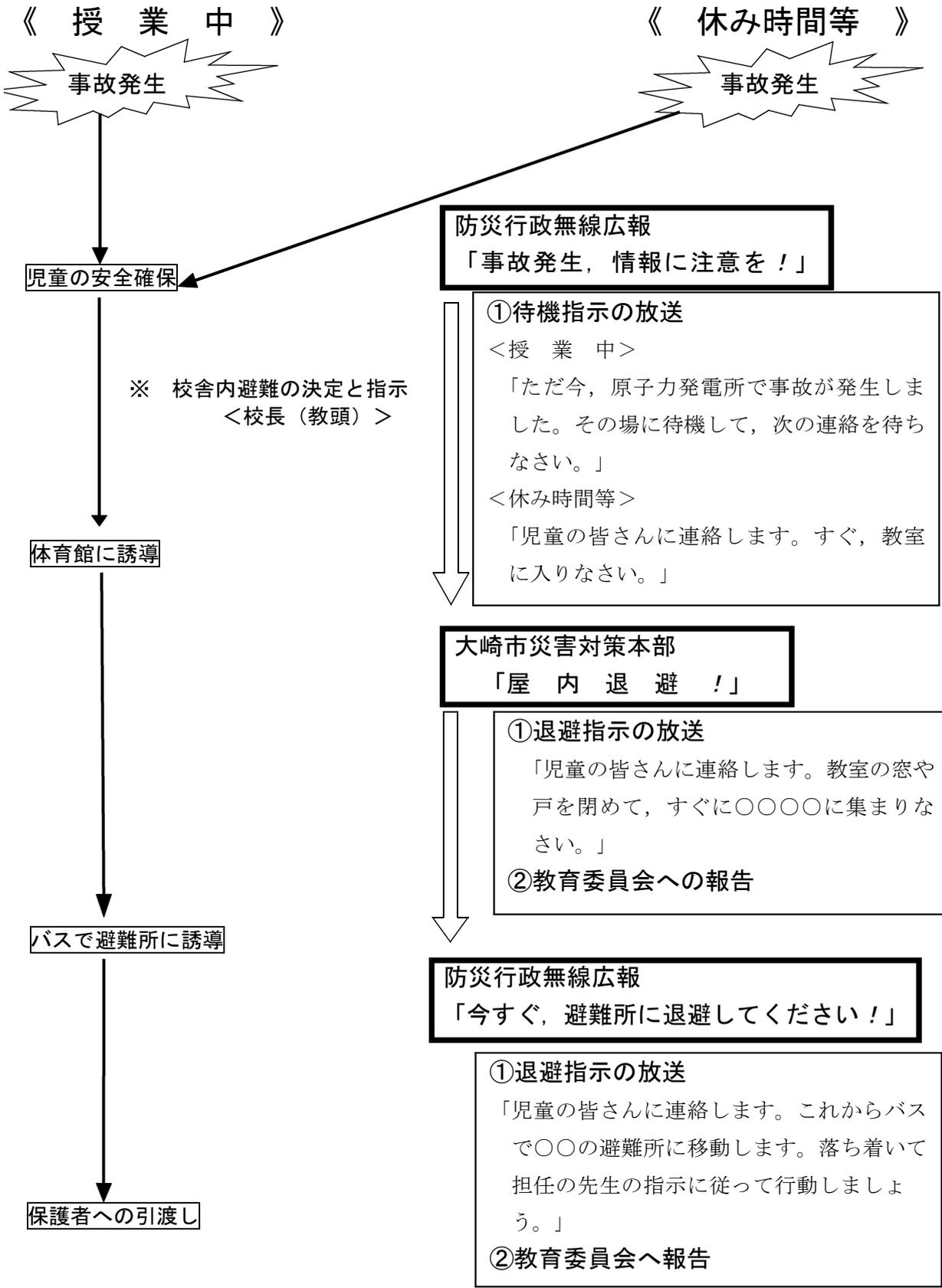


# 校舎火災が発生した場合の対応

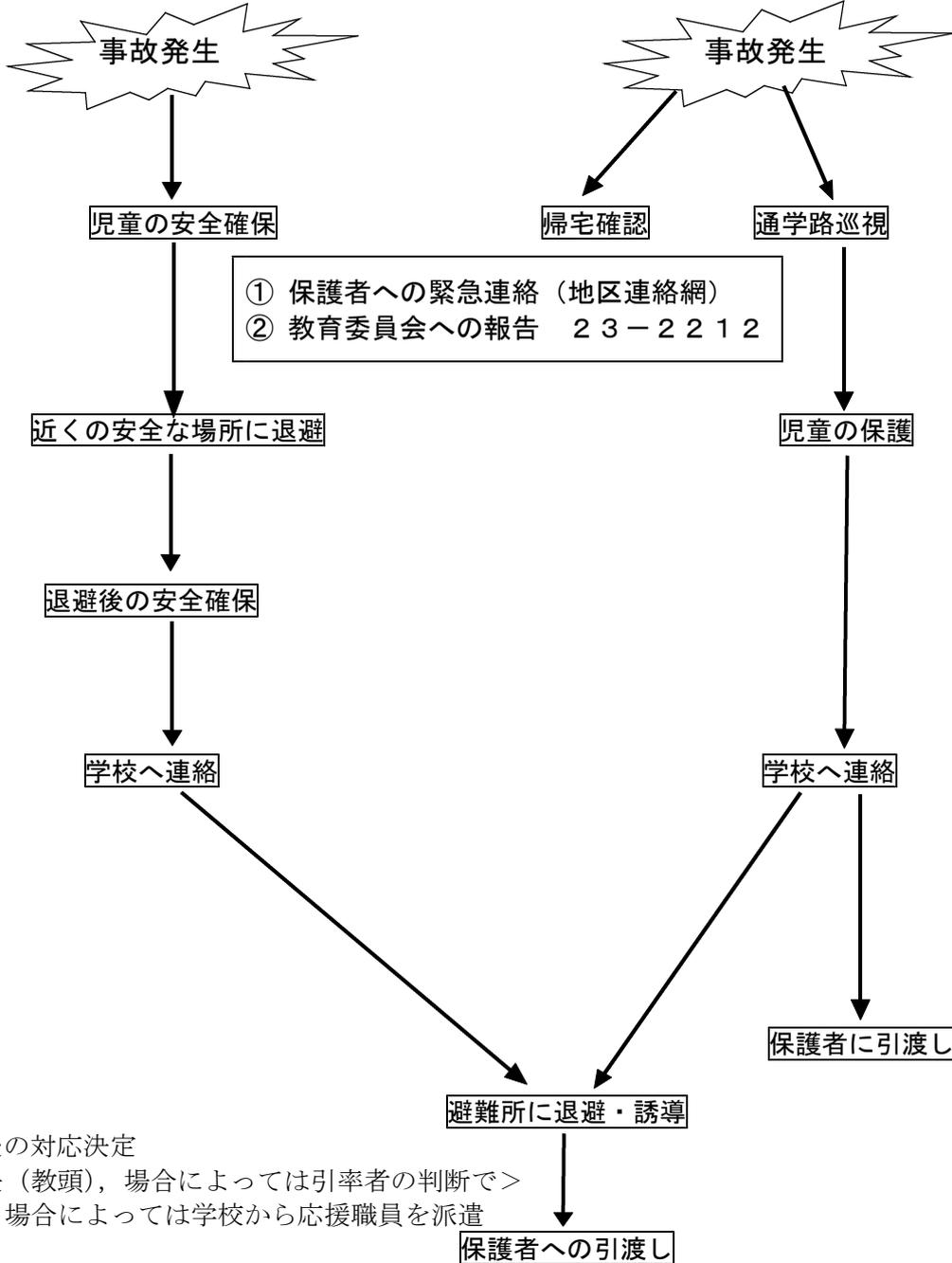


# 原子力事故が発生した場合の対応



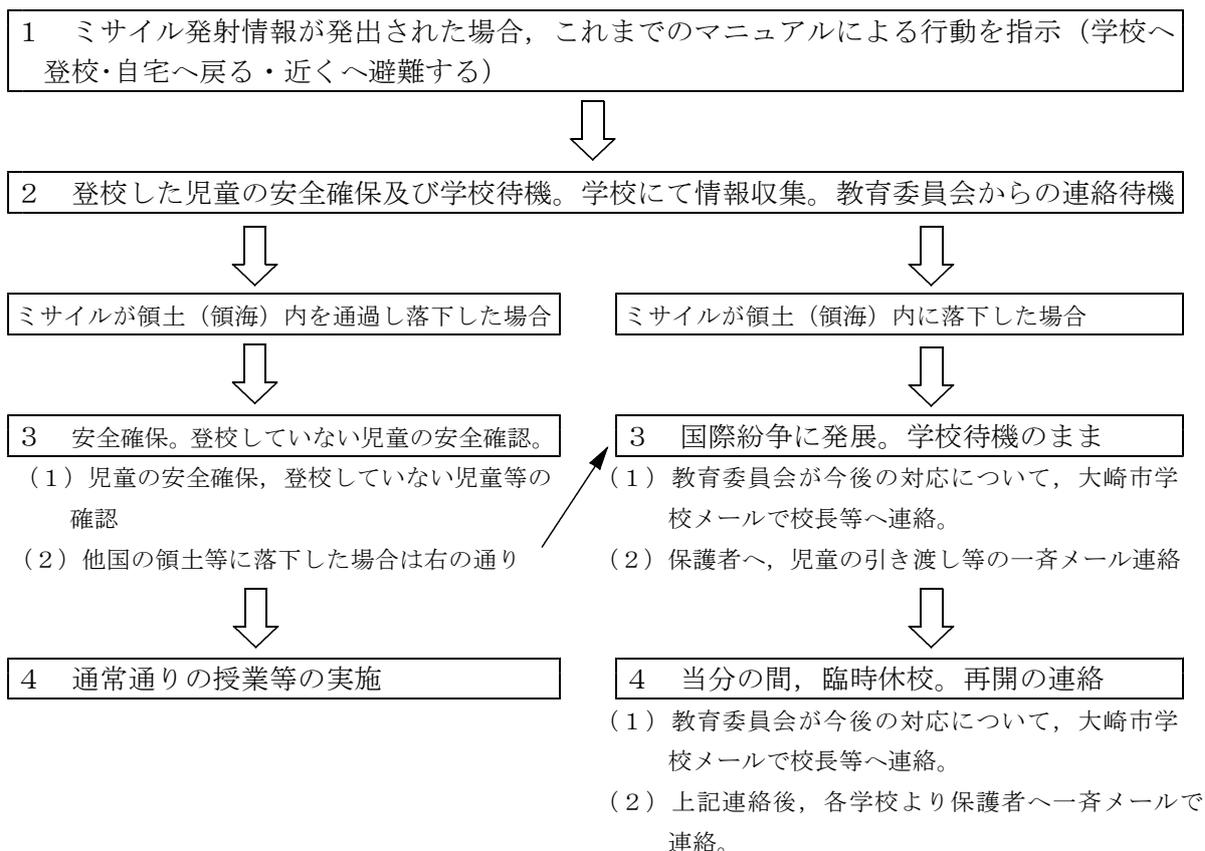
《 校外学習中 》

《 登下校時 》



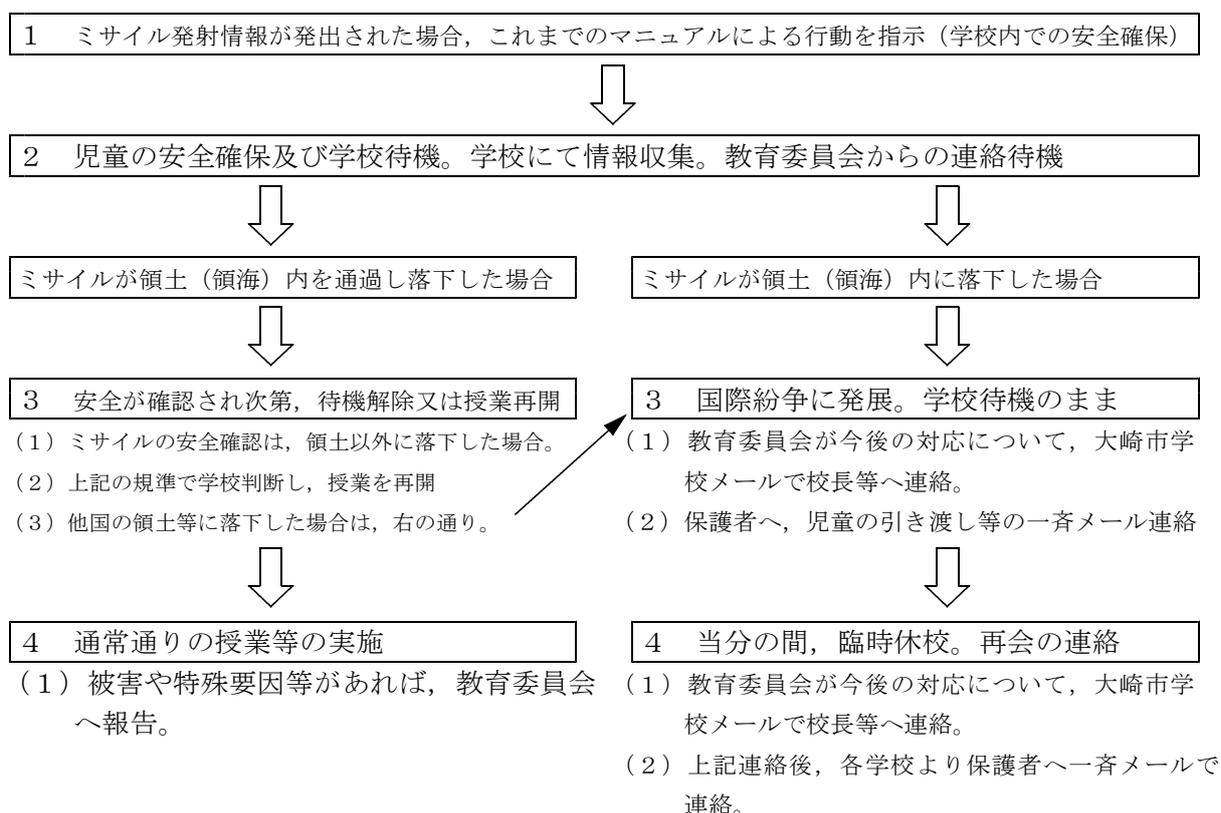


## 対応2 【平日の登校中の場合】



※下校時の対応も登校時に準じる。

## 対応3 【平日の授業中の場合】



# 自然災害等に伴う児童の引き渡し

自然災害等による緊急事態の発生

## 保護者迎えによる引き渡しの決定

- 全職員の協議により決定
- 場合によっては、校長、教頭、主幹教諭、教務主任で決定
- ※ 大地震が発生した場合や悪天候で保護者の出迎えが難しい場合は、その状況が回復するまで児童を学校で待機させる。

学校

## 緊急連絡（保護者へ）

引き渡しの実施を学校メールで連絡（教頭、主幹教諭）

保護者

## 学校メールによる連絡

連絡内容  
「保護者迎えによる下校。教室または体育館まで迎えに来てください。」

## 引き渡しの準備

校内放送（教務主任）

「〇〇のため、おうちの方に迎えに来てもらいます。児童の皆さんは、先生の指示に従って、教室で待機（校庭に移動して整列）してください。」

## 迎える際の留意事項

- 近所の方は徒歩（や自転車）で来校する。遠方の方は車を使用してもよい。
- 混雑が予想されるため、車で来る場合は、事故を起こさぬよう、歩いている人にぶつからないよう、十分気を付ける。
- 職員の誘導や指示に従って来校し、児童を引き取る。
- 迎えが遅れる場合には学校（教頭）に電話連絡する。〔72-0029〕

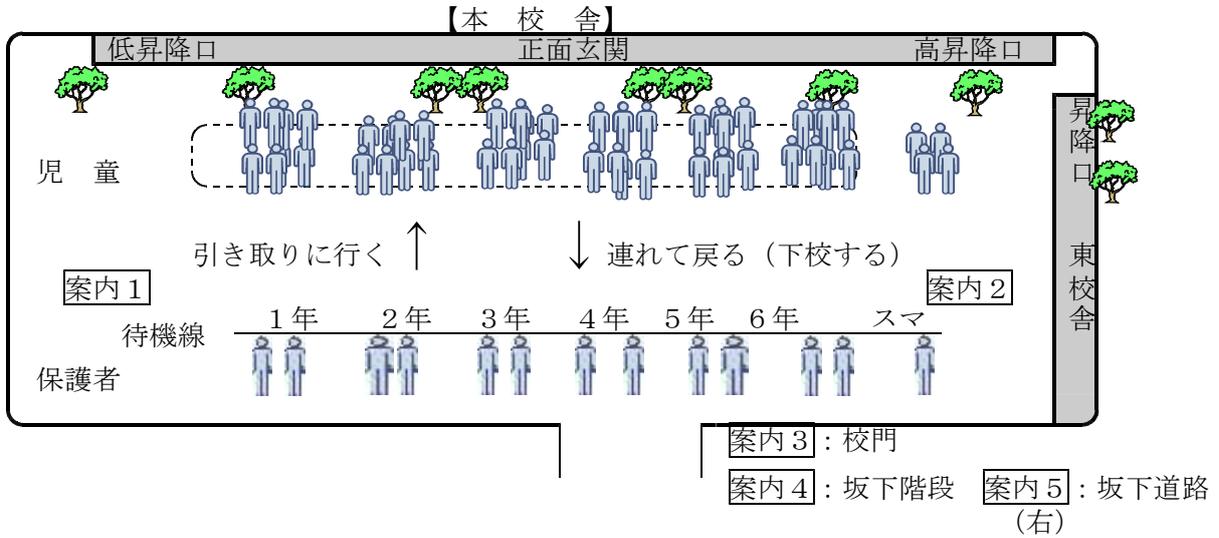
## 児童の引き渡し

- 自然災害（地震、悪天候）、不審者出没などの条件、また、当日の天気などにより、教室で行うか、校庭で行うかを決定する。
- 引き渡しの担当者は、引き取りに来校した保護者を確認後、引き取り確認表にチェックして児童を引き渡す。
- 保護者の迎えが遅れる場合や、連絡が取れない場合は、児童を学校に待機させる。その際は、児童が不安にならないよう引き渡し担当者が付き添う。

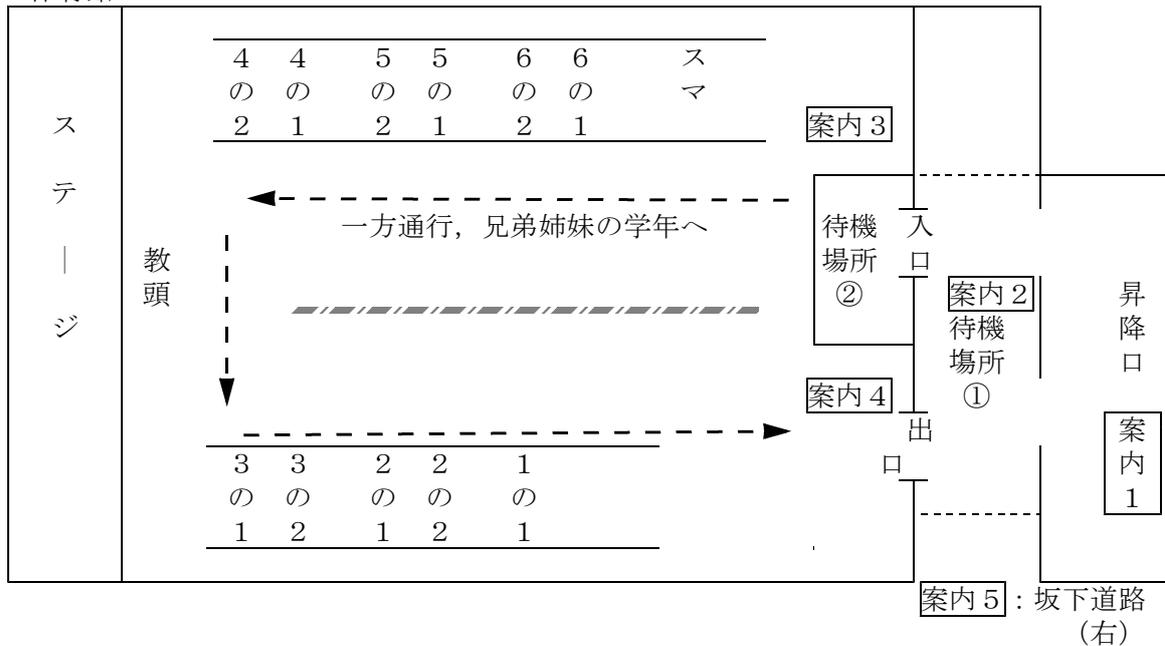
## 引き渡しの終了

引き渡しの担当者は、引き渡しの完了を教頭に報告する。

# 引き渡し会場図 校庭 ※雨天時は体育館



## <体育館>



### 係分担

○総指揮 (教頭)    ○児童誘導・管理 (学級担任)    ○引き渡し世話 (            )

○誘導・案内

案内1:           , 案内2:           , 案内3:           , 案内4:           , 案内5:           

<校庭> 案内1～案内5・・・整列・誘導

<体育館> 案内1・・・誘導, 案内2・・・保護者待機

案内3, 案内4・・・スズランテープを使って保護者を待機させ入れる。

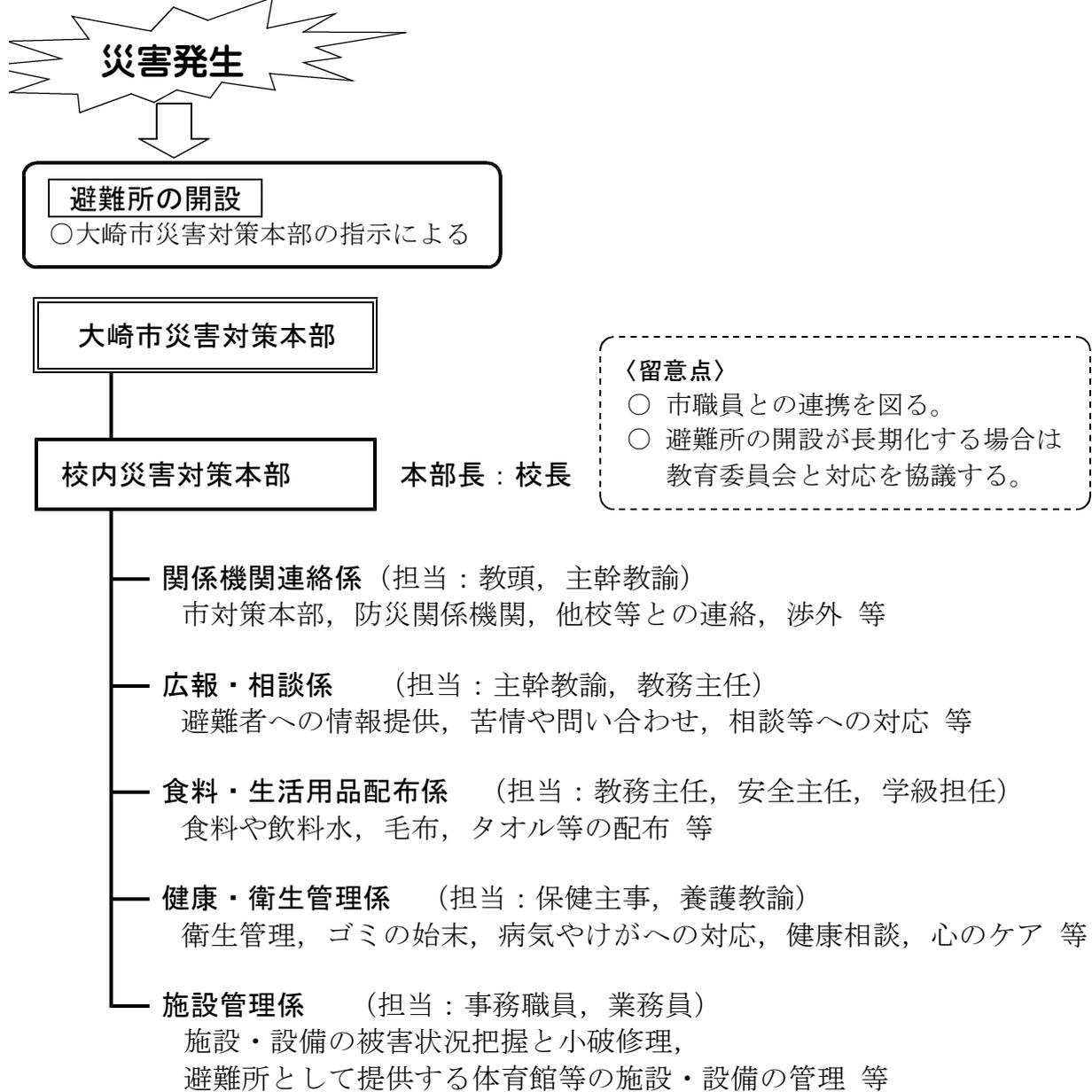
案内5・・・坂下 (右) で誘導

○フリー・担任補助 (            )

○車両誘導 (業務員2名 +            )

## 学校が避難所となった場合の対応

《災害発生後の初期対応》（避難所の体制が整うまで）



### 非常災害電話の使用法について

非常災害電話とは，非常災害（停電時等）時にも使用可能な電話。  
発信のみ可能で，使用料は無料。

#### <保管場所>

電話ケーブル収納ボックス ☞ 本校舎1階つなぎ廊下（外側・城山公園側）  
電話機（3台） ☞ 防災倉庫

#### <設置方法>

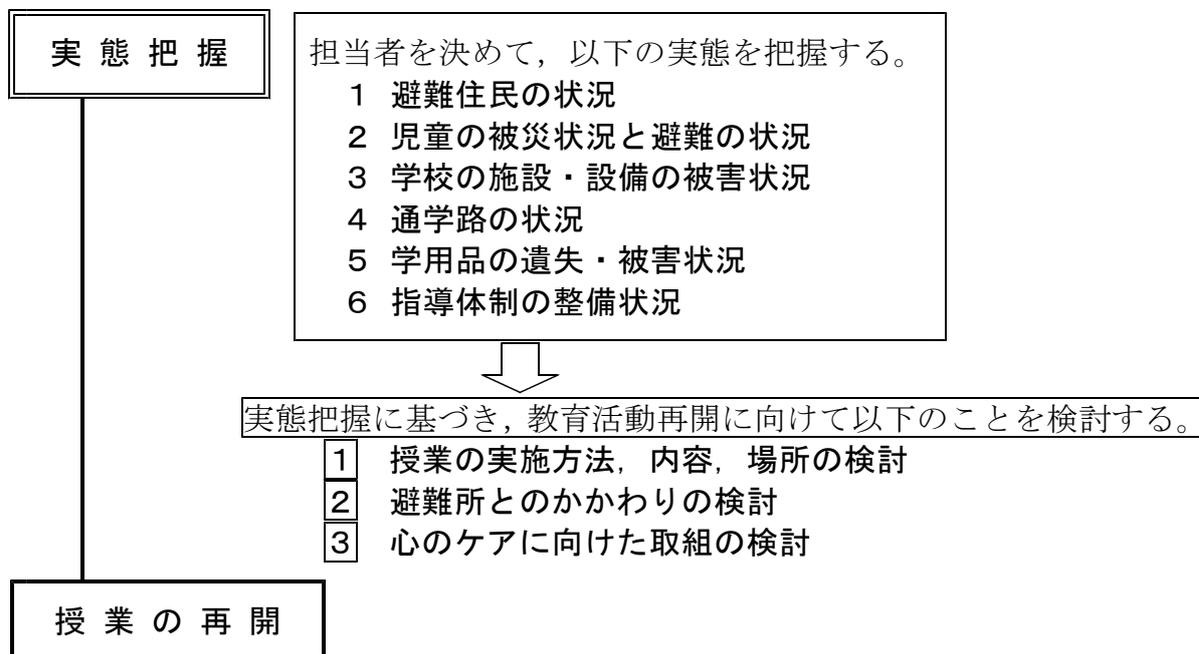
- ① 収納ボックスからケーブル（約30m）を取り出し，設置場所へ
- ② 設置場所まで引いたケーブルに電話機を接続

## 防災倉庫資機材一覧

【R5.4.1 現在】

No.	資機材名	数量	備考
1	毛布（新品・未使用品）	各3箱	※ 未使用品…東日本大震災救援物資
2	敷マット（新品・未使用品）	各4セット	※ 未使用品…東日本大震災救援物資
3	折りたたみ飲料水・ポリ容器	1箱	
4	折りたたみ飲料水・コック	100個	
5	簡易トイレ（新品・未使用）	2・1箱	※ 未使用品…東日本大震災救援物資
6	炊き出しセット（大窯，バーナー）	各1個	
7	テーブル	1箱	
8	発電機	2台	
9	携行缶	2缶	
10	ハロゲンライト	2台	
11	非常災害電話機	3台	
12	ソフト湯たんぽ	20個	
13	ドラムコード	2個	
14	モーターオイル	2本	
15			

### 《教育活動の再開に向けて》



## ○避難所運営の手順（例）

	手 順 内 容 等
1 災害の発生	○ 状況確認
2 避難所運営委員会の設置	○ 避難所の開設決定と運営
3 避難所の安全確認	○ 電気，ガス，水道，建物（柱や壁の亀裂，ガラスの破損状況等）の安全確認
4 避難所の開設	※ 大崎市災害対策本部からの指示 ○ 市職員との連携を図るとともに，避難所の開設が長期化する場合は教育委員会と対応を協議する。
5 避難スペースの整理	○ 避難者を地域ごとにまとめる。
6 避難者数の把握	○ 避難者の概ねの数を確認する。
7 名簿の作成	○ 避難者カードを家族単位で配布し，避難者名簿を作成する。
8 避難所トイレの確保	○ トイレの確認や簡易組立トイレの設置を行う。
9 食料・生活必需品等の請求，受領，配給	○ 指定避難所が開設されている場合→指定避難所へ連絡 ○ 指定避難所が開設されていない場合→災害対策本部へ連絡
10 けが人や病人等への対応	○ けが人等の確認や救護活動を行う。
11 避難所の運営状況報告	○ 本部に毎朝避難所の運営状況を報告する。 ○ 報告事項 ・ 避難者の人数 ・ 避難者の健康状態等 ・ 燃料，救援物資等の請求事項 ・ その他，特記事項
12 避難所運営日誌の作成	○ 避難所の運営状況報告に沿った内容で，日誌を作成する。
13 運営委員会の開催	○ 必要に応じて運営委員会を開く。

### ＜避難所の運営で配慮する点＞

- ・ 災害時要援護者の健康状態については十分に留意するとともに，避難所生活が困難な場合は，福祉避難所への誘導について災害対策本部と協議する。
- ・ 避難所の運営は自主防災組織等を中心に，地域団体や避難所，女性等も積極的に参画する。
- ・ 女性専用の更衣スペースや授乳スペースの配置，女性用品の女性による配布等，女性に配慮した運営に努める。

<岩出山地域の避難場所と収容人数等>

名 称	TEL	指 定 避難所	福 祉 避難所	一 時 避難所	避難 場所	収容人数
真山地区公民館	77-2567	○			○	315人
池月地区公民館	78-2787	○			○	261人
上野目地区館	72-3144	○			○	65人
岩出山小学校	72-0029	○			○	1,295人
西大崎地区公民館	72-1007	○			○	58人
岩出山中学校	72-4441	○			○	5,908人
岩出山文化会館スコーレハウス	72-0357	○			○	1,720人
岩出山地域福祉センター	72-5050		○		○	
一栗体育館	78-2011				○	
パルアリーナ					○	
岩出山体育センター	72-1210				○	684人
岩出山高等学校	72-1110				○	615人
川北ふれあいセンター				○	○	109人
老人憩いの家やすらぎ荘					○	
中里集会所				○	○	111人
城山公園					○	
有備館の森公園					○	

- 指定避難所 … 大規模災害により住居が全・半壊したり、火災等により救助を必要とする市民等が避難する施設
- 一時避難所 … 災害時の危険を回避するために市民等が避難する施設
- 避難場所 … 災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所

# 被災した児童の心のケア

## 心のケアの必要性

大災害の発生後には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃、あるいは大切な物を失った喪失感など、心に様々なダメージを受けることが多い。このようなことは、程度の差こそあれ被害者なら誰にでも生じやすいことであり、さらに災害での様々な体験、被災後の生活環境、人的環境の変化などは、心的外傷後ストレス障害（PTSD）として長期にわたって続く恐れもある。

児童の精神的ケアについては、身近にいる保護者、教師等が児童の話を十分に聞き、児童の体験や不安な感情を分かち合っって児童の心に安心感を与えることが大切である。

## 児童の症状Ⅰ〔退行反応〕

- ① 親から離れない。親の気を引こうとして妹や弟と競う。
- ② すでにやめていた癖や、幼いときの行動や態度を再びやりだす。（指しゃぶり、爪かみ、夜尿、お漏らし等）
- ③ 怖い夢などを見て、夜中に泣き出す。
- ④ 自分で考えたり、自分から行動したりすることができにくくなる。
- ⑤ 学業成績が低下する。

### 《対応策》

- ① 子供が甘えてきたときには、受け入れる。
- ② 子供が安心できる大人がいつも近くにいるようにする。
- ③ 大人の方から積極的にスキンシップを図る。
- ④ 子供の要求をできるだけ受け入れてやる。
- ⑤ 子供の症状、行動を責めず、「大丈夫よ」と安心させる。

## 児童の症状Ⅱ〔生理的反応〕

- ① 食欲不振
- ② 嘔吐、吐き気
- ③ 腹痛、頭痛
- ④ 摂食障害（拒否、過食）
- ⑤ じんましん
- ⑥ 不眠、不眠傾向
- ⑦ ぜん息のような咳

### 《対応策》

- ① 大人や友達と遊ぶ機会をもったり、スポーツや社会活動に積極的に参加するよう励ます。
- ② 身体的に色々な反応が見られる場合には、医療機関で受診し必要な治療を受ける。特に、拒食症の場合は専門医療機関で受診することが望ましい。
- ③ 本人が身体症状を意識しすぎないように配慮する。
- ④ 日常生活リズムを規則正しく整えるようにする。
- ⑤ 生活の中で、過剰な刺激を与えないよう留意する。

## 児童の症状Ⅲ〔情緒的・行動的反応〕

- ① 集中力に欠ける。
- ② イライラ、反抗的、攻撃的
- ③ 親に甘えられない
- ④ 音や揺れに敏感
- ⑤ 円形脱毛、抜け毛、チック等
- ⑥ 反社会的行動（喫煙、薬物乱用、盗み、暴力行為等）
- ⑦ 孤立、引きこもり
- ⑧ 喪失したものを過度に悲しむ

### 《対応策》

- ① 子供の話にしっかり耳を傾ける。
- ② 頑張りなどの過度な励ましや激励をしない。
- ③ 甘えられる雰囲気をつくる。
- ④ 子供の気持ちに共感し、過度な叱責をしない。
- ⑤ しつけや勉強ができなくなったことについては、大目に見る。
- ⑥ 反社会的行動に行動に対しては、具体的に注意する。場合によっては、医師や臨床心理士等の専門家に相談する。
- ⑦ 抑うつ状態である場合は、激励や叱責は避け、直ちに専門家に相談する。
- ⑧ 友達と遊んだり話したりすることを勧める。

# 1 7 1 災害用伝言ダイヤルの利用の仕方（震度5以上で活用）

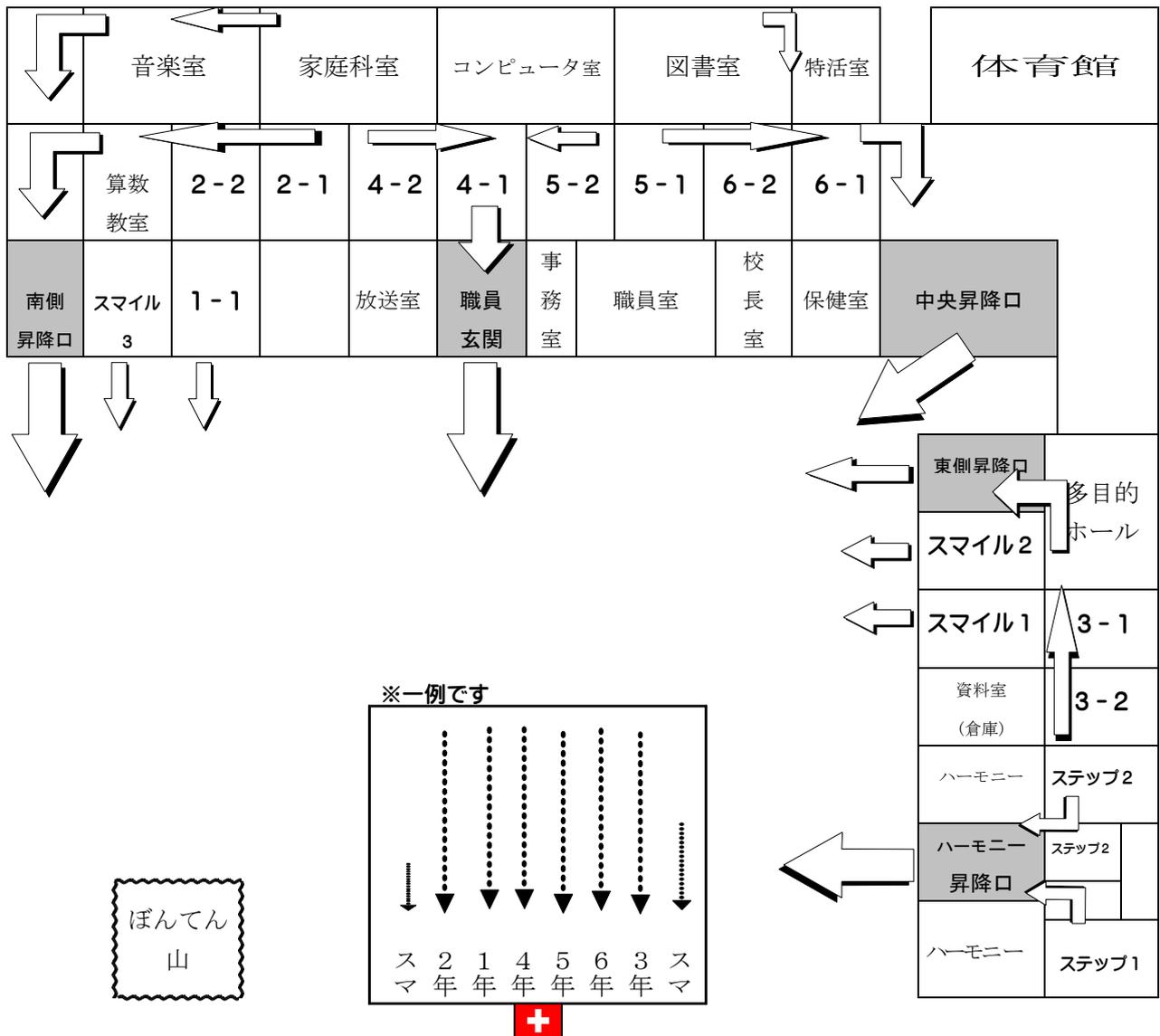
## 1 伝言の録音の仕方

操 作 方 法	ガ イ ダ ン ス 等
<p>1 <b>1 7 1</b> をダイヤルする。(教頭)</p> <p>2 <b>1</b> をダイヤルする。</p> <p>※ 暗証番号は利用しない。</p> <p>3 学校の電話番号 <b>0 2 2 9 - 7 2 - 0 0 2 9</b> をダイヤルする。</p> <p>※ 学校に来れない職員が自宅の被災の状況等を知らせる場合は、自宅の電話番号をダイヤルする。</p> <p>4 <b>1</b>の後に<b>＃</b>を押す。</p> <p>※ ダイヤル式は何も押さない。</p> <p>5 伝言を録音する。</p>	<p>「こちらは災害伝言用ダイヤルセンターです。録音される方は<b>1</b>，再生される方は<b>2</b>，暗証番号を利用する録音は<b>3</b>，暗証番号を利用する再生は<b>4</b>をダイヤルしてください。」</p> <p>「被災地の方は，ご自宅の電話番号，または連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は，連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」</p> <p>「電話番号は<b>0 2 2 9 - 7 2 - 0 0 2 9</b> の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の<b>1</b>の後に<b>＃</b>を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお，電話番号が誤りの場合，もう一度おかけ直してください。」</p> <p>「伝言をお預かりします。ピッという音の後に30秒以内でお話してください。お話が終わりましたら数字の<b>9</b>の後，<b>＃</b>を押してください。」</p> <p>「ピッ（録音開始合図）」</p>
<p>※ 職員は自宅の被害状況や怪我の有無等を録音する。</p> <p>※ ダイヤル式は，数字の<b>9</b>の後，<b>＃</b>を押す操作不要。</p> <p>6 終了</p>	<div data-bbox="236 1350 1401 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 学校及び周辺の被害及び被害への対応状況</p> <p>② 職員への指示・連絡</p> <p>③ 保護者・地域住民への連絡</p> <p>※ 30秒で間に合わない場合は，複数伝言を入れられるので，改めて災害用伝言ダイヤルにかけ直す。</p> </div> <p>「伝言を繰り返します。訂正されるときは，数字の<b>8</b>の後に<b>＃</b>を押してください。」</p> <p><b>8</b>と<b>＃</b>を押さない場合</p> <div data-bbox="568 1749 1401 1834" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>録音文の再生</p> </div> <p>「伝言をお預かりしました。」</p>

## 2 伝言の再生の仕方

操 作 方 法	ガ イ ダ ン ス 等
<p>1 <b>1 7 1</b> をダイヤルする。</p> <p>2 <b>2</b> をダイヤルする。</p> <p>※ 暗証番号は利用しない。</p> <p>3 学校の電話番号 <b>0 2 2 9 - 7 2 - 0 0 2 9</b> をダイヤルする。</p> <p>※ 連絡のつかない職員の安否や被災状況を知りたい場合は、知りたい職員の自宅の電話番号をダイヤルする。</p> <p>4 <b>1</b>の後に<b>#</b>を押す。</p> <p>※ ダイヤル式は何も押さない。</p> <p>5 録音文の再生</p> <p>※ 伝言を繰り返すときは、<b>8</b>の後に<b>#</b></p> <p>※ 次の伝言に移るときは、<b>9</b>の後に<b>#</b> (押さない場合も次へ移行)</p> <p>※ ダイヤル式は新しい伝言から順に自動再生されます。</p>	<p>「こちらは災害伝言用ダイヤルセンターです。録音される方は<b>1</b>，再生される方は<b>2</b>，暗証番号を利用する録音は<b>3</b>，暗証番号を利用する再生は<b>4</b>をダイヤルしてください。」</p> <p>「被災地の方は，ご自宅の電話番号，または連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は，連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」</p> <p>「電話番号は<b>0 2 2 9 - 7 2 - 0 0 2 9</b> の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の<b>1</b>の後に<b>#</b>を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお，電話番号が誤りの場合，もう一度おかけ直してください。」</p> <p>「新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは，数字の<b>8</b>の後，<b>#</b>を，次の伝言に移るときは，<b>9</b>の後に<b>#</b>を押してください。」</p> <p>「新しい伝言からお伝えします。」</p> <div data-bbox="568 1249 1027 1335" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">             岩出山小の録音文         </div> <p>伝言を繰り返す場合 「今の伝言を繰り返します。」</p> <p>伝言が複数合った場合 「次の伝言をお伝えします。」 「お伝えする伝言は以上です。」</p>

◆ 避難経路 ◆ [火災・地震発生等] ※教室配置は令和5年度のもの。



<避難の際の留意点>

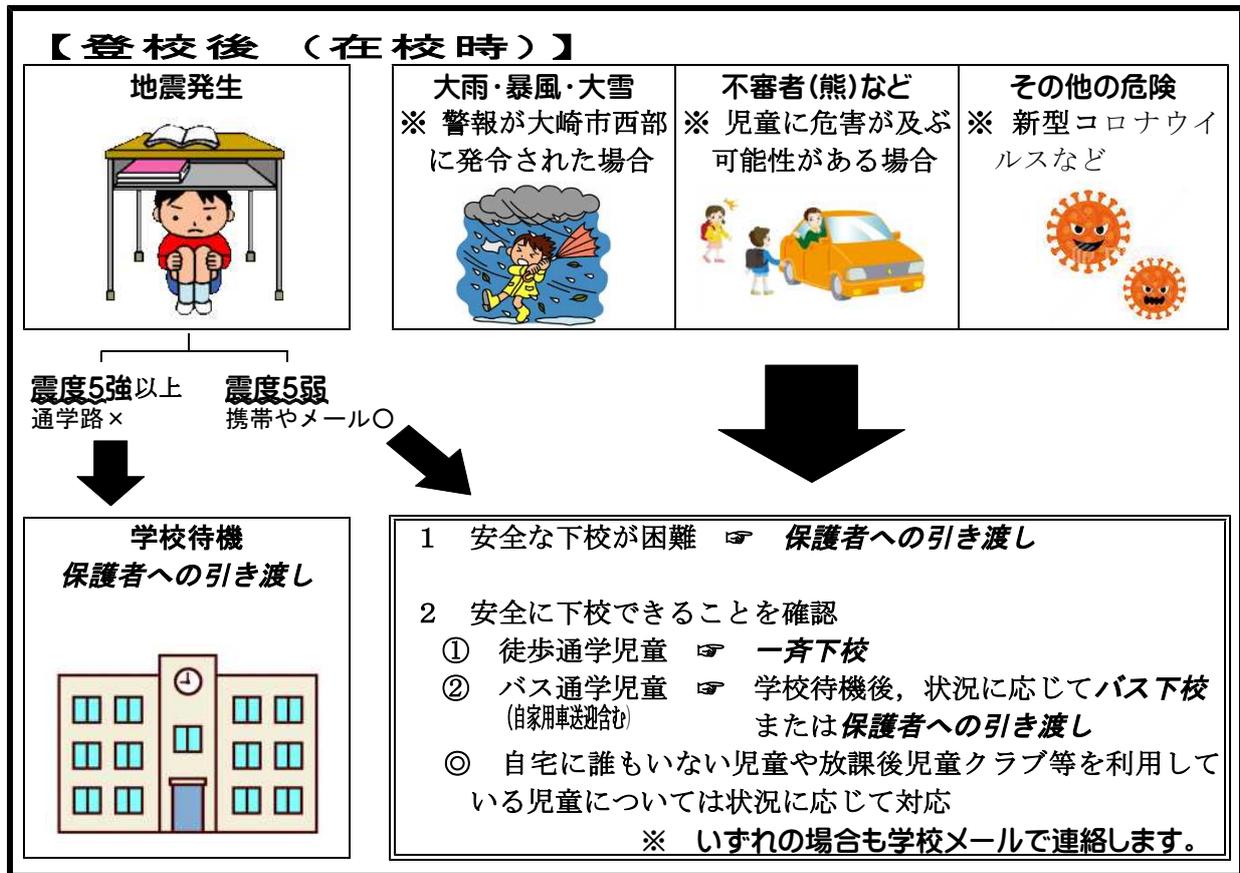
- ❶ 緑十字の旗のところを中心に整列する。
- ❷ 校庭の亀裂等がある場合は、それらを避けて、安全に避難する。
- ❸ 早く来た学年から順に、避難場所に整列する。
- ❹ 特別支援学級児童は在籍学級ごとに整列する。

※ 交流時はその学級と一緒に行動する。

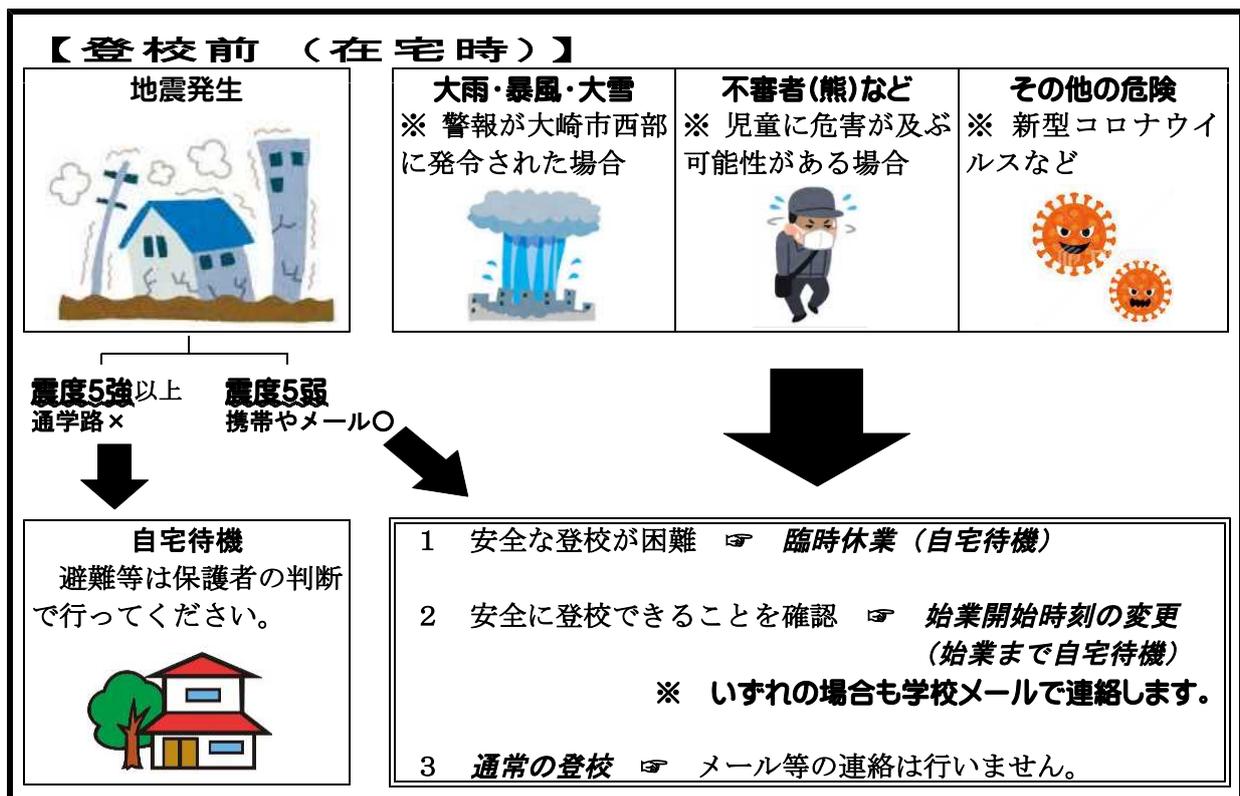
# 緊急時における安全確保について

大崎市立岩出山小学校

緊急時における“児童の安全確保”及び“学校の対応”については以下のとおりです。



※ 地震発生時の対応は、通学路等の安全確保、携帯電話やメール使用の可否によって決まります。



# Ⅲ 交通安全

「大崎市スクールバス安全運行マニュアル」

# スクールバス 緊急時の対応方法・連絡方法

発生事由	対応方法・連絡方法
<p><b>運行が遅れる場合</b> (大雨, 大雪, 地震その他異常気象や交通事故等)</p>	<p>① 運転手 (安全運転に支障を生じた時は、直ちに運行会社に連絡し指示を受けます。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※必要に応じ, 所轄警察署等に連絡</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 運行会社 (安全輸送の継続が可能か判断し, 対応の内容を教育委員会・学校に報告します)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 教育委員会・学校 (学校から全保護者に, 運行が遅れた事由等の内容をメールで一斉送信)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 保護者</p>
<p><b>乗車中に児童・生徒が体調不良になった場合</b></p>	<p>① 運転手 (対象児童・生徒の名前を確認し, 学校に連絡します。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 学校 (学校は対象の児童・生徒の保護者に連絡し, 運転手に対応を指示します。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 保護者</p>
<p><b>熊・猪が出没した場合</b></p>	<p>① 学校教育課 (地域振興課から連絡が入り, 学校に連絡します。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 学校 (学校から全保護者に, 出没情報をメールで一斉送信) (緊急を要する場合は, 運行会社に連絡し, 運行会社から運転手に指示します。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 保護者</p>

# 大崎市スクールバス安全運行マニュアル

大崎市教育委員会

令和3年9月

本指針は、大崎市が運行を委託するスクールバスの正確かつ安全安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

## 根拠法令

スクールバス運行管理の実施方法は、以下その他法令に定めるところによる。

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第85号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・大崎市スクールバス運行管理規則（平成18年3月31日教育委員会規則第25号）

## 1 点呼・点検

### （1）運行前点呼の実施

安全運転管理者は、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、乗務前に以下の内容の点呼を実施するものとする。

- ア 原則として、個人別に行うこと。
- イ 出発の10分程度前までに行うこと。
- ウ 運転日誌、日常点検の結果を確認すること。
- エ 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、飲酒その他、安全安心な運転ができない恐れの有無について確認し、かつ、表情・姿勢を観察してサービスの適否を決定すること。
- オ 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に代えるなど適切な措置を講じ、その者を乗務させないこと。
- カ 運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、運行に必要な指示及び注意を払うこと。

キ 運転免許証, 自動車検査証, 自動車損害賠償保険証, 運行表, その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。

ク その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

## (2) 運行前点検の実施

運転者は, 運行前に以下の方法での点検を実施するものとする。

ア 運行点呼前までに行うこと。

イ 運転日誌, 日常点検の結果を確認すること。

ウ 運行当日の道路状況, 天候等を確認, 把握しておくこと。

エ 自身の健康状態を確認し, 異常を感じた場合, 速やかに安全運転管理者に報告すること。

オ 運転免許証, 自動車検査証, 自動車損害賠償保険証, 運行表, その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。

カ その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

## (3) 運行後点検の実施

運転者は, 運行後に以下の方法で点検を実施するものとする。

ア 運行後, 速やかに行うこと。

イ 運行のため必要な点検および清掃, 消毒を行うこと。

ウ 車輛, 道路及び運行の状況について運転日誌に記載すること。

エ 運行前点検時の携行品を確認し, これを点検すること。

オ 翌日の運行等について確認しておくこと。

## 2 運行中の注意点

### (1) 運転者

#### ア 運転中の遵守事項

法定速度, 交通マナー・ルール, シートベルトの着用

## イ 運転中の禁止事項

運転中の携帯電話使用, 無免許運転, 飲酒・酒気帯び運転, 脇見運転, 連続運転・無理な運行, 違法駐車, 疲労・過労運転, だろろ運転

## ウ 運転中の注意事項

追い越し, 行違い, 路肩, 信号, カーブ・交差点注意, 横断歩道, 歩行者・自転車, 急ブレーキ・急発進

## エ 運転中の励行事項

危険予知・事故予測, 思いやり・譲り合い, かもしれない運転

## オ 運転中の保持事項

法定速度, 車間距離

## カ 運転中の確認事項

優先交通権, 発信時の前後左右

## キ その他 注意すべき事項

児童生徒への対応, 居眠り運転防止, 早めの方向指示器の合図, 常に問題意識を持つての行動。

## (2) 児童生徒

学校では, 児童生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導している。

ア スクールバス到着予定時刻10分前までに停留所で待つようにする。

イ 運転者の指示に従う。

ウ 車内ではシートベルトを装着し, 危険な行為(窓から顔や手を出すなど)はしない。

エ 走行中は急ブレーキの可能性があるので, みだりに席を立たない。

オ 車内の物を大切に, 車内は常にきれいにしよう心がける。

カ 降車後はスクールバスの前や後を通らないこと。バスが動いてから移動すること。

### 3 危機管理

災害等が発生した場合は、基本的に以下の行動をとること

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとる
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先する

#### (1) 地震(震度6弱以上)

ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

##### ●運行可能時

イ 登校中は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行すること。指定場所で乗車待ちをしている児童生徒は、直ちに帰宅することとなる。

ウ 学校生活中は、原則としてスクールバスは運行しない。

エ 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を継続し、届出のある停留所で児童生徒を降車させること。運行終了時、安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

##### ●運行不可能時

オ 登下校中、運行不可能となった場合、運転者は、スクールバスを安全な場所へ停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

カ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

※震度6弱以下の場合でも、大きな被害が出ている場合は、基本的に上記の各項目に準じ対応すること。

#### (2) 交通事故

ア 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び安全運転管理者へ連絡する。

イ 安全運転管理者は学校及び教育委員会へ連絡すること。

ウ 登下校中の事故のときは、安全運転管理者は代車を用意し児童生徒の登下校に対応すること。

エ 安全運転管理者は、以下の事項(事故の原因・事故後の対応・再発防止策)を記載した事故報告書を教育委員会に提出すること。

オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、業務時間中に発生した事故については、教育委員会へ報告すること。

※教育委員会よりドライブレコーダーやその他の書類提出依頼、説明要求があることを想定し、対応できるようにしておくこと。

### (3) 悪天候(大雨・大雪・路面凍結等)

ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

イ 登下校中に、悪天候により走行不能となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

ウ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

### (4) 遅延

ア 悪天候等で大幅な遅延が発生した場合、運転者は、もよりの停留所で停車した際に、安全運転管理者へその旨を報告すること。

イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

ウ 遅延時間の基準については、安全運転管理者と学校が協議し決定する。

### (5) 体調不良

ア 運転者はバス運行中、児童生徒が体調不良を訴え、運行を継続できないと判断したときは、スクールバスを安全な場所へ停車し児童生徒の状況を確認、場合によっては救急要請をすること。また、状況を安全運転管理者に報告する。

イ 安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

### (6) その他の災害

ア 地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

## (7) 弾道ミサイル落下時の行動について

- ア スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、児童生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。
- イ 通常は、スクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、頑丈な建物等に避難するか、周囲に避難できる頑丈な建物がない場合は、バスから離れて地面に伏せ頭部を守るよう、児童生徒に指示すること。
- ウ 安全運転管理者は、教育委員会、学校と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

## (8) 車輛の異常（車輛火災の恐れがある等）

- ア 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。ただしトンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- イ 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をすること。
- ウ 運転手は状況説明をし、児童生徒は運転手の指示に従うよう徹底すること。
- エ 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- オ 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- カ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- キ 運転者は、車外への脱出後は車内に残った人員がないか再確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- ク 児童生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たること。
- ケ 児童生徒の安全確保及び初期消火終了、110番及び119番通報すること。
- コ 警察及び消防への通報後、安全運転管理者へ連絡すること。

#### 4 その他

その他, 本マニュアルのほか, 具体的な運行については仕様書による。

#### 緊急連絡先

警察：110      消防(救急)：119

委託者 大崎市

大崎市教育委員会学校教育課 72-5033

#### ※スクールバス運行校

学 校 名	電話番号
大崎市立古川北小学校	28-2202
大崎市立松山小学校	55-3129
大崎市立三本木小学校	52-2019
大崎市立鹿島台小学校	56-2662
大崎市立岩出山小学校	72-0029
大崎市立川渡小学校	84-7121
大崎市立鳴子小学校	82-2106
大崎市立沼部小学校	39-0209
大崎市立古川西中学校	26-2114
大崎市立古川北中学校	28-2103
大崎市立鹿島台中学校	56-2663
大崎市立岩出山中学校	72-4441
大崎市立鳴子中学校	84-5811
大崎市立田尻中学校	39-0043